

2020年4月20日

ジャカルタ日本人学校
保護者各位

ジャカルタ日本人学校維持会
理事長 滝 智治

新型コロナウイルス感染症に伴う休校中の校納金特別措置について

平素は学校運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

この度、新型コロナウイルス感染症に伴う休校中の校納金につきまして、以下のとおり特別措置を講じることを決定いたしましたので、ご案内いたします。

記

【現行規則】

- ① JJS に在籍している限り、校納金（授業料、施設使用料）を支払わなければならない。なお、授業日数が零または1ヶ月に満たない場合も、これを1ヶ月とみなす。
- ② JJS を退学後に再度編入する場合、年度が替わった場合は、入学金を支払わなければならない。

【特別措置】

1. 新型コロナウイルス感染症に伴う休校中は、授業料・施設使用料を免除とする。
 2. 一時帰国中に日本の学校に仮入学をし、JJS の学校再開後に復学する場合、通学を開始する月より授業料・施設使用料を請求する。
 3. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い2020年3月以前に退学をし、令和2年（2020年）度内に再度編入した場合、入学金を免除とする。
-
- 一旦退学をし、再度 JJS に編入する場合は、オンライン願書登録を行ってください。
 - 仮入学終了後に JJS への登校を再開する場合は「仮入学終了届」を事務室に提出してください。
 - 校納金に関するご質問は、学校ホームページのお問い合わせフォームより承ります。

以上